PICK UP

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

問合先 税務課資産税グループ ☎84－5010

償却資産とは？

工場や商店、農業などを営む法人や個人が、事業のために所有している機械、器具、備品などの償却資産は、固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有している人は、地方税法の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を所在地の市町村長へ申告する必要があります。

市では、12月中旬ごろに申告書を送付しますので、必要事項を記入の上、期限までに税務課資産税グループへ提出してください。

申告書提出期限

令和９年
２月１日
（月）

申告対象となる資産

毎年１月１日現在所有している有形固定資産のうち、法人税法または所得税法の規定により、減価償却費を損金または必要経費として計上できる資産が対象です。

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	門、フェンス、広告塔、アンテナなど
機械および装置	クレーン、生産機械、コンベアー、耕うん機、太陽光発電設備など
船舶	ボートなど
航空機	ヘリコプターなど
車両および運搬具	台車、大型特殊自動車など
工具・器具および備品	測量工具、事務机、ロッカー、パソコンなど

※無形固定資産（鉱業権、特許権など）および自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車（小型特殊自動車〔トラクターなど〕）は、対象外です。
※新たに事業を始めた人や申告書が届かない人は、資産税グループへご連絡ください。
申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。
※所有する資産に変更がない場合も、申告書の提出をお願いします。

家屋の取り壊しや所有者の変更の際は届け出を

建物取り壊し届

固定資産税は、毎年１月１日時点で存在する家屋に課税されます。市では、現地調査を行っていますが、垣根や塀などにより確認できない場合があります。家屋を取り壊したときは、速やかに「建物取り壊し届」を資産税グループへ提出してください。

なお、登記済みの家屋については、法務局で「建物滅失登記」の手続きを行ってください。その場合、市への届け出は不要です。

家屋補充課税台帳所有者変更届

未登記家屋について、相続、売買、贈与などにより所有者に変更があった場合は、速やかに「家屋補充課税台帳所有者変更届」を資産税グループへ提出してください。

なお、登記済みの家屋は、法務局で「所有権移転登記」の手続きを行ってください。その場合、市への届け出は不要です。